

日本学術会議公開シンポジウム 18歳と司法への市民参加

日時:2023年3月17日(金)15:00~17:30
場所:日本学術会議講堂(オンライン併用)

開会挨拶 15:00~15:05

・三成賢次 分科会委員長(大阪大学・第一部会員)

I. 基調講演 15:10~16:10

・四宮 啓(國學院大学・弁護士)「18歳から裁判員—自由・公正・責任ある社会はだれがつくるのか—」
・Dimitri Vanoverbeke(東京大学)「欧州から見た18歳からの裁判員制度:トップランナーか周回遅れか」

II. パネルディスカッション 16:20~17:20

・湘南白百合学園中学・高等学校 熊本秀子教員と高校3年生
・中央大学杉並高等学校 小泉尚子教員と高校3年生
・四宮 啓
・Dimitri Vanoverbeke

コメンテーター

・葛野尋之(青山学院大学・連携会員)
・武内謙治(九州大学・連携会員)

司会

・平山 真理(白鷗大学・連携会員)
・長谷河 亜希子(弘前大学・連携会員)

閉会挨拶 17:25~17:30

・川嶋 四郎(同志社大学・第一部会員)

シンポジウム趣旨

2022年4月より、裁判員や検察審査員になることができる年齢の下限が20歳から18歳に引き下げられた。

18歳の若者が司法に参加することには、どのような意義と課題があるのか。

社会はそうした若者に対する法学教育・法教育に何を期待するのか。

当事者である高校3年生とその指導にあたっている高校教員、そして法学者が一堂に会して議論することによって、現場と理論の対話を通じ、「市民性」を涵養するための法学教育のあり方や課題について考えたい。

開催方式:対面及びオンライン(Zoom Webinar配信*但しオンライン配信は第I部のみ)
*対面、オンラインいずれも3月15日までに要事前申し込み 以下のGoogleフォームからお申込み下さい。

https://docs.google.com/forms/d/1NylZH1OD_BXNSYKt+83AfkNM1N0ky3DWLLr24e4bkvc/edit

主催:日本学術会議・法学委員会・「市民性」涵養のための法学教育システム構築分科会
共催:科学研究費補助金(基盤C)「裁判員制度を被告人の権利の観点から検証する研究—諸外国の市民参加型裁判との比較」(研究代表者:平山 真理)(課題番号:21K01103)



基調講演者プロフィール

四宮 啓 (しのみや・さとる)

國學院大學法学部特別専任教授・弁護士

2001～2004年まで司法制度改革推進本部「裁判員制度・刑事検討会委員」として裁判員法案の策定に関与した。さらに、2009年から2013年までは、法務省の「裁判員制度に関する検討会」の委員も務めた。主著として『O. J. シンプソンはなぜ無罪になったか』（現代人文社1997）、『民事陪審裁判が日本を変える 沖縄に民事陪審裁判があった時代からの考察』（共著、日本評論社 2020）等。

國學院大學HPより

Dimitri Vanoverbeke

(ディミトリー・ヴァンオーヴェルベーク)

東京大学大学院法学政治学研究科・法学部教授

ベルギー王国出身。ルーヴェン・カトリック大学文学部教授を経て2021年4月より現職。専門は法社会学。主著として『Juries in the Japanese Legal System』（Routledge, 2015）、『Community and State in the Japanese Farm Village』（Leuven University Press, 2003）等。

KU Leuven HPより



〒106-8555
東京都港区六本木 7-22-34
(アクセス) 東京メトロ千代田線「乃木坂」駅5出口

【当シンポジウムに関する問い合わせ先】
18歳と司法参加シンポジウム実行委員会
E-mail: 03172023symposium@ymail.ne.jp

会場へのアクセス（日本学術会議HPより）